7日 行事予定

\Box	月	火	水	木	金	土
		*	熱中症予防のために、こまめに 水分補給をしましょう			1
2	3 休館日	4	5	6 なごやか料理教室 10時~ 青少年健全育成協議 会(横の会) 19:30~	7	8
9	10 休館日 人権を考える日	11	12	13 ほがらか人生大学 「食生活講座」10時~	14	15
16	17 休館日 海の日	18 振替休館日	19 ガラスびん等	20 小·中学校終業式	21	22
23	24 休館日	25	26 <u>古紙</u> 国ちゃんカフェ 10:00~	27 チャイルドサマースクール 「多肉寄せ植え」9:30~	28	29
30	31 休館日	*	-		11.KH7-2	1

「西条市 QOL 向上事業教室(東予地区)」 を開催します

市民の皆様方が、生涯健康であり続け、生活を充実させ、生 きがいや楽しみをもって幸福に過ごせるようになるために、生活 習慣病の予防、介護予防などに効果的な運動方法(健康体 操)をご紹介します。皆様、お誘いのうえ、ご参加ください。

- 開催日時:令和5年7月9日(日) 9:30~10:30 (受付9:15~)
- 場:楠河公民館大会議室 〇 会
- 対 象 者:東予地区にお住まいの方 医師に運動制限を受けていない方
- 参 加 料:無料
- 員: 先着30名
- 申 込 先:本庁スポーツ健康課、各公民館
- 申込締切:7月6日(木)必着
- そ の 他:定員を越した場合はお断りさせていただきま

当日は運動のできる服装でお越しください。 飲み物・タオルをご持参ください。

○ 問合せ先:西条市スポーツ健康課

(TEL 0897-52-1255)

ナャイルトサマースクール

夏休みに小学生対象のチャイルドサマー スクールが国安公民館で開催されます。 スケジュールは小学校から配付されるチ 🥉 ラシをご覧ください。ご参加をお待ちして 🈤 🔌 います!お申し込みは国安公民館まで。

国安俳句会 学级生作品

 \mathcal{O} でる 植田 かえた れて五月

吉田百合子 正恵 憲史 2023年(令和5年)7月号

No.369

公民館 だより

〒799-1323 西条市桑村127番地1 電話・FAX: 0898-66-5028 E-mail: kuniyasu-k@saijo-city.jp

1,716人 (-4)1,946 人 (-5)3,662 人 (-9)

世帯数 1,812 戸 (-6)

西条市ホームページより公民館だよりの カラー版もご覧ください

5月21日(日)国安小学校の運動会が開催されました。快晴の 中、一生懸命走ったり踊ったり!みんなの応援も頑張っていました。







シルバー人材センター新規会員募集

60歳以上のたくさんのシルバー世代が元気に活躍しています。日々の生きがいに、地域社会への貢献に、空い た時間でOK!今こそシルバー人材センターで元気に活躍しませんか。現在特に、送迎等の運転、清掃、スーパーで の軽作業、介護補助のお仕事ができる会員を募集しております。

入会の方法など、お気軽にお問い合わせください。

【問合せ先】小松町新屋敷甲496(小松サービスセンター3階)

公益社団法人西条市シルバー人材センター 電話:0898-76-3670

国安地区老人クラブ 囲碁ボール大会 開催!

6月4日(日)国安地区囲碁ボール大会が国安小学校体育館で開催されました。4コートに分かれて試合をしてそれぞれのコート

で順位を決定しました。みなさんお疲れさまでした。







各コートの1位チーム

①コート 高田 B

②コート 新市 A

③コート 桑村 A

④コート 桑村 C



6/15 さわやか女性学級 ヨガ教室



今年度最初のさわやか女性学級が開催されました。公民館で活動中の「国安ヨガサークル」の山内綾 先生にご指導いただきました。

健康法のひとつとしてこれからも続けてみませんか。



5/19 国安地区人権教育推進協議会 役員会 6/16 国安地区人権教育推進協議会 総会

国安地区人権・同和教育学習会が10月10日に国安小学校体育館で開催予定です。ご参加をお願いします。



8月20日(日)婚活イベント「真夏のスイーツパーティー」を開催します!

当日は、1 対 1 でトークをした後にスイーツタイムで交流。お好きなスイーツを選んで食べて参加者同士の出会いを楽しんでください。

イベント 1 週間前から参加者限定のトークルームがオープンし、参加者のプロフィールを確認したり、気になる人にメッセージが送れるのでイベントの短い時間内でも会話がはずみます!

カップルになった方は閉会後にお引き合わせをして連絡先を交換します。

おいしいスイーツを食べて素敵な出会いを見つけてみませんか。みなさまのご参加お待ちしております♪

- 日時 8月20日(日)
- 時間 13 時 30 分~15 時 30 分
- ・会場 SAIJO BASE 2 階交流チャレンジスペース(西条市明屋敷 131 番地 2)
- ・対象者 23~35 歳位までの本市在住・在勤の方もしくは西条市に移住希望の独身男女
- · 定員 男女各 15 人
- ・参加費 2,000円(センター支援金500円含む)
- ・申込期限 6月26日から7月31日まで (ただし、お申込み状況により締切日前に受付終了とさせていただくことが ありますので、お早めにお申し込みください)



申し込みは こちらから↑



問い合わせ:えひめ結婚支援センター東予事務所(0897-47-4853)

~毎月10日は人権を考える日~

求められる企業の人権への対応

近年、企業の経済活動は地球規模となって、我が国も海外進出する企業が増え、企業活動が 世界的に拡大してきました。海外に事務所や工場をもつ企業は増加し、多くの日本国籍を有する方が海外で働いています。その中で、企業はとにかく業績を上げるため自社の利潤追求のみが優先され、倫理観、法令遵守、サプライチェーン上の人権が軽視されるなど、様々な社会問題が表面化しました。特に 1990 年代以降、我が国のみならず先進国のグローバル企業が途上国で事業展開をする際に、強制労働・児童労働・環境破壊など現地で大きな問題を引き起こす事例が多く報道されました。読者の皆様の中にもこのような報道をご覧になった方がいらっしゃると思います。このような事態を受け、私たち消費者をはじめ、労働者、関連企業、取引先、地域社会などの利害関係者から、人権尊重をはじめとする問題に企業が真剣に取り組むことが求められるようになりました。

こうした流れも受けて、国連では平成 10 年に「労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言」平成 23 年「OECD 多国籍企業行動指針」「ビジネスと人権に関する指導原則」が採択されました。この指導原則は、

1 人権を保護する国家の義務、2 人権を尊重する企業の責任、3 救済へのアクセス の3つを柱とし、国家及び企業に、その規模、業種、所在地、所有者、組織構造にかかわらず、人権の保護・尊 重の取組を促すものとなっています。これを受けて政府は令和4年「責任あるサプライチェーン等における人権 尊重のためのガイドライン」を策定しました。

なぜ企業が取り組まなければならないのか

1 商品等の差別的要素や欠陥による販売停止・事業撤退

商品や広告表現における差別的な要素が批判される場合や、製品の欠陥が事故を招く場合、企業は公式な謝罪、被害者への補償を含めた真摯な対応、場合によっては商品の回収、販売停止やリコール等も必要になります。

2 従業員離反による業務停滞・事業停止

労働条件の改善を訴えて従業員が集団で業務を拒否するストライキが、事業に大きな打撃を与え、それがメディアに取り上げられることで消費者や顧客、取引先に悪影響を与え、企業の評判が悪くなるリスクにつながります。

人権侵害に関連する不祥事が発生した企業に対して、企業や政府、地方公共団体などが取引を停止したり、 環境や人権を考慮する企業が、その基準を満たさない関連企業との取引を停止したりすることも考えられます。

3 不買運動や罰金、損害賠償請求

企業に関して人権侵害事案は SNS 等を通じて拡散されることもあり、最悪のケースとしては不買運動に発展する可能性もあります。プライバシー関連の規制違反等により、企業が日本国内や海外拠点において、多額の罰金を科されるケースもあります。ハラスメントや長時間労働の強要、製品事故等に関して提訴され、損害賠償、慰謝料の支払が命じられることがあります。また訴訟費用も発生します。最近、高額の判例もみられ、このような費用が発生すれば企業にとって大きな負担です。

4 優秀な人材が確保できない

労働条件・待遇や性別・国籍等に基づく差別的選考、悪評は、優秀な人材獲得が難しくなり、結果、企業の 開発力、技術力、競争力が低下していきます。

5 企業価値の低下

人権侵害の事案が頻繁であったり、長期化したりする場合は、企業イメージに悪影響を及ぼし続けます。ひいては企業としてのブランド価値が毀損されていきます。企業のブランド価値の低下は、顧客離れにとどまらず社員の離職、取引停止、上場企業の場合は株価下落など多くの弊害を生み、企業業績に多大なダメージを与えます。

人権侵害の多くは、経営陣や従業員の人権に関する知識・理解不足が原因で起こるケースがほとんどです。企業は社会的責任を果たすためにも新たな人権課題も含めた教育・研修プログラムを提供していく必要があります。これまで上げたリスクを回避することも重要ですが、そのためにだけ取り組むのでなく、人権尊重を目的として取り組んでいくという姿勢が求められています。

西条市人権擁護課と西条市人権教育協議会企業部会では6月23日(金)13時30分より西条市役所で講座を開催いたします。お問い合わせは西条市人権擁護課 Tat 0897-52-1460(直通)までお気軽にどうぞ。

西条市人権教育協議会 西条市人権擁護課